

被措置児童等虐待事案の状況について

児童福祉法第33条の16及び同法施行規則第36条の30に基づき対応した被措置児童等虐待の状況は、次のとおりです。

令和6年度（速報値）

1 虐待案件受理の状況

所管	受理件数		調査結果	
	令和6年度 受理分	令和5年度 受理分再掲	該当	非該当他
子ども家庭課	5件	(1件)	1件	5件
障害サービス課	4件	(0件)	3件	1件
合計	9件	(1件)	4件	6件

2 被措置児童等虐待の状況

所管	被害児童性別		被害児童年齢階層			
	男子	女子	乳幼児	小学生	中学生	高校生
子ども家庭課	3名	0名	0名	1名	2名	0名
障害サービス課	4名	0名	0名	2名	1名	1名
合計	7名	0名	0名	3名	3名	1名

所管	虐待の類型				施設種別		
	身体的	性的	心理的	ネグレクト	児童養護施設等	里親	障害児入所施設
子ども家庭課	0名	3名	0名	0名	3名	0件	-
障害サービス課	1名	0名	0名	2名	-	-	3件
合計	1名	3名	0名	2名	3名	0件	3件

所管	職員等の職種		
	児童指導員	里親	その他
子ども家庭課	1名	0名	0名
障害サービス課	-	-	8名
合計	1名	0名	8名

3 県が講じた措置等

県では、被措置児童等虐待が疑われる事案を受理した場合、関係施設等を訪問し、子ども及び職員等からの聴き取り調査を実施しています。調査結果を児童福祉審議会権利擁護部会に報告し、同審議会の意見を踏まえ、4件の事案について虐待該当と判断し、施設等に対して再発防止策の取組み等について指導中です。